

官秘第4415号

21.4.1

一部改正 官秘第4200号

23.4.1

一部改正 防官秘第15306号

27.10.1

各局長殿

大臣官房長

内部部局における非常勤の隊員等の勤務時間について（通知）

標記について、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第7条及び人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第2条の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通知する。

- 1 内部部局における期間業務隊員（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第12条の2第2項に規定する期間業務隊員をいう。）の勤務時間の割振りは、午前9時30分から午後6時15分まで（午後0時から午後1時までは、休憩時間）とする。ただし、職務の特殊性等個別の事情に応じた勤務時間とする必要がある場合は、当該期間業務隊員の所属する課の長（大臣官房訟務管理官、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、人事教育局服務管理官、人事教育局衛生官、地方協力局沖縄調整官及び地方協力局調達官を含む。以下同じ。）が、大臣官房秘書課長と協議の上、他の勤務時間の割振りを定めることができる。
- 2 内部部局におけるその他の非常勤の隊員（防衛省顧問及び防衛省参与の設置に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第46号）に定める顧問及び参与を除く。）の勤務時間は、1週間当たり29時間を超えないものとし、その割振りは、当該非常勤の隊員の所属する課の長が、大臣官房秘書課長と協議の上、職務の特殊性等個別の事情を考慮し、定めるものとする。
- 3 内部部局に勤務する一般職の非常勤の職員についても、1及び2と同様の扱いとする。